

袋財契第6号
令和7年6月19日

関係各位

袋井市財政部財政課長

疑義申し立ての対応結果について

令和7年6月12日に実施した建設工事入札において、入札参加者から疑義申し立てがありました。

詳細な内容及び今後の対応については、別紙「疑義申し立てについて」をご覧ください。

記

- 1 工事名 令和7年度 市道東同笠油山線（第二工区）道路改築工事
- 2 開札日 令和7年6月12日
- 3 対応結果 当初の設計書に基づき、予定価格等を変更せず落札者を決定する。

疑義申し立てについて

- 1 入札番号 第 24 号
- 2 工事名 令和 7 年度 市道東同笠油山線（第二工区）道路改築工事
- 3 疑義の内容

題名	施工パッケージ 11 号表の歩車道境界ブロック材料単価について
	<p>図面 11 葉中 9 には片面テーパ両面取りの図及び図面欄摘要にも片面テーパと記載がある。</p> <p>上記から判断し、使用する製品は、片面テーパ両面取り(1,570 円)である。</p> <p>しかし、設計は片面テーパ片面取り 1,070 円を計上している。</p> <p>図面と違う製品が計上されている。</p> <p>区分一覧表 SP11 には両面取り及び片面取りの記載は無く設計条件が不明確であるが図面は片面テーパ両面取りである。</p> <p>片面テーパ片側面取りで積算されているが、図面には片面テーパ両面取り材料で表示されていることから、材料単価に差異が考えられるとともに、この図を使用するすべての現場に影響する回答であるため、この図が片面テーパ片面取りと判断できる明確な説明を求める。</p>

4 確認結果

<p>本設計に計上している歩車道境界ブロックは図中 11 葉中 9 の材料表に記載の『JIS 規格、A 種 L=600、片面テーパ』です。『JIS 規格』を満たす『A 種 L=600、片面テーパ』は『片面取り』のみになり基準型として扱われています。そのため設計書には『A 種 L=600』と表記されます。</p> <p>ご指摘の通り、構造図は『片面テーパ、両面取り』であります。『JIS 規格』を満たしておらず、通常であれば設計書には『A 種 L=600、両面取り』と表記されます。</p> <p>構造図と材料表との差異は認められますが、設計書には『A 種 L=600』の表示があるため、『袋井市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申し立てに関する事務取扱要綱』第 10 条(3)『入札前に公表された設計図書等により確認できるもの』、および(4)『入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの』に該当するため、疑義申し立てとして取り扱うことができません。</p>

5 積算疑義申立に対する対応

申立については、積算疑義申立の対象外であることから、申立てに基づく修正は行いません。

【参考】袋井市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱要綱

第10条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないものその他積算疑義が特定できないもの
- (3) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (4) 入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (5) 当該入札に関係がないもののほか、市長が特に認めたもの